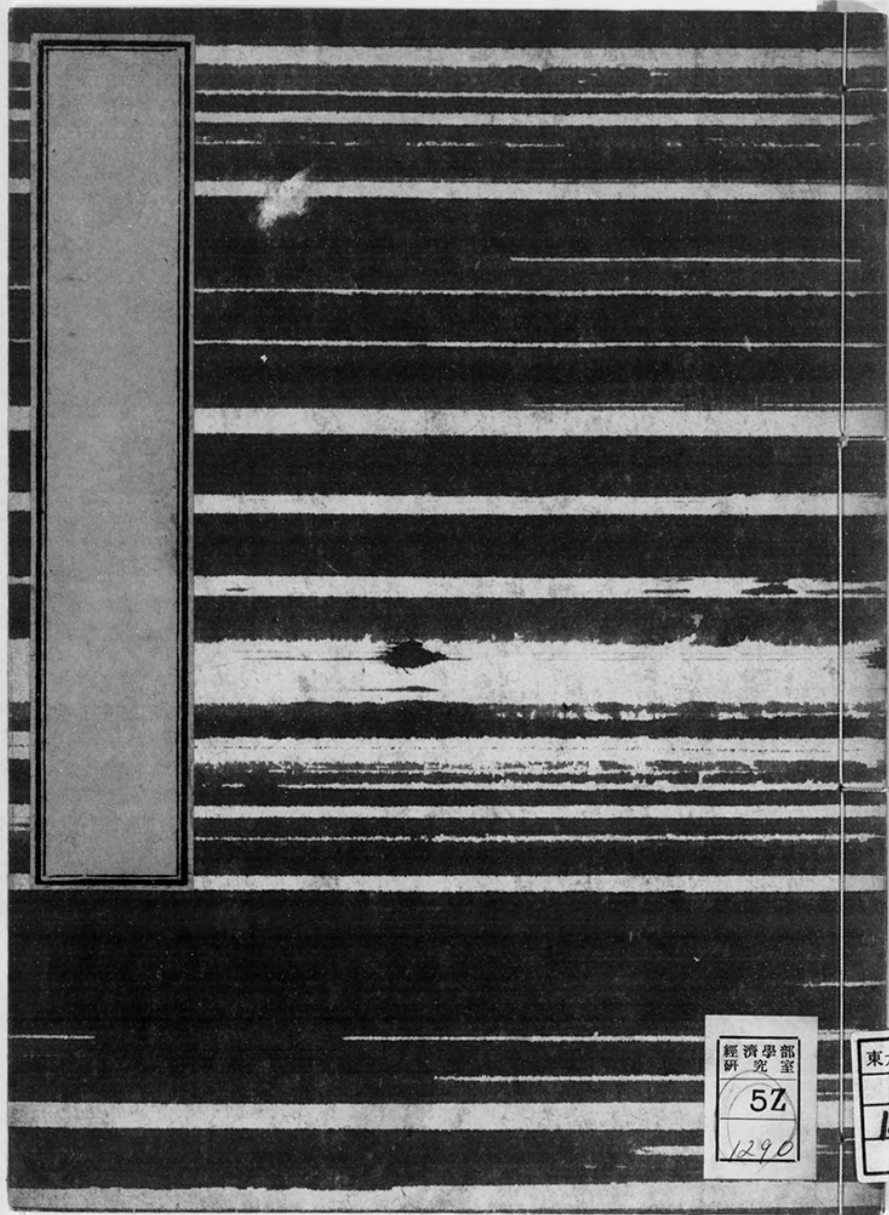


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



経済学部
研究
5
1290



39032

本朝寶貨通用略

金銀出—事

一天祇白鳳三年三月對馬ヨリ銀ヲ貢ル事
 人皇ノ御代曆數三百三十四年ノ時ニ於テ
 ノ詔ニ始メル事ナリ史記ニテ太宰府ノ所
 對馬ヨリノ亦毎年限ハ百九拾ニ至ル
 ト見ユ—山陰等河内ノ所迄對馬ヨリ
 出ル事ナリ

一元明和同元年壬辰氏流玉ナリ同ノ事ナリ

人皇の御四十六代曆數千三百六十年迄
我皇の御始々もさう是より入るも
子孫の御國より事なき事ありし傳の御
是と云ふ事には年考をも御同と云ふ
傳相通と云ふ也

一聖武天平二十二年三月陰皇太子即萬年之真天
人皇の四十六代曆數千四百九年迄て我國の
皇を御してさう是より入るも御同と云
萬年之御事也

傳の御事より事なき事ありし傳の御
是と云ふ事には年考をも御同と云ふ
傳相通と云ふ也
今と云ふ事なりと夫を御同と云ふ
事なき事ありし傳の御事より事なき事ありし傳の御
是と云ふ事には年考をも御同と云ふ
傳相通と云ふ也
今と云ふ事なりと夫を御同と云ふ
事なき事ありし傳の御事より事なき事ありし傳の御
是と云ふ事には年考をも御同と云ふ
傳相通と云ふ也

一 徳島藩の藩政
 一 石見國より英令をせしむ事
 一 徳島藩の藩政
 一 石見國より英令をせしむ事
 一 徳島藩の藩政
 一 石見國より英令をせしむ事

一 徳島藩の藩政
 一 石見國より英令をせしむ事
 一 徳島藩の藩政
 一 石見國より英令をせしむ事
 一 徳島藩の藩政
 一 石見國より英令をせしむ事

少くも百年は是より長くは百年の今に
家因今此口ますすらぬあつては神の
くねりいしり神家のたし例にたすのこ
何よりかまもむねがたまとも今の代の人
かろまともまふれて 神祖の恩徳我
國口代の存道にもつてはまともかす
口徳にたまひ文是よりして我出方此の運
命は昔より新に開き初りたまとも
おのれ思こくく一聖子神孫継承たまとも

ついで下のまは神家ののま新と傳せ
めつて神祖の清法は天地をたにり
まういりりたまかぬまたま
又梅久神社から伝はる後まもあらし
こより今迄のま代ふつてはま長敷
あつては終に佐藤彦彦屋等の地より
あつてはつれ

今銀の割の事

一天武白鳳十二年用錢庶銀錢

是よりこれの代へる物と交易する事
 糸穀絹布を用いては白鳳三年我々の
 浪かよひ浪銭と申して浪銭と止る
 出ると但し白浪銭を外玉より申すに
 可なり

一 元明和銅九年始て浪銭銅銭世に以てしる所
 より赤玉の銅を浪銭と爲りしは浪
 銭より赤玉といふなり

一 孝謙天平寶治四年鑄新銭

けり浪銭と改爲りしは浪銭と爲りし
太平浪銭一ツは浪銭十になる又今浪銭
因基浪銭一ツは浪銭十になる
勝室極下りに事なり今も浪銭と
 て用ひらるるの始なり

- 一 補徳劉孝謙天平神護元年更鑄銭神功因基
- 一 桓武延暦十五年更鑄銭 隆年永寶
- 一 仁明 兼和二年更鑄銭 兼和昌寶
- 一 嘉祥九年更鑄銭 長平永寶

一 清和貞三年更鑄錢

鏡益神 寶

一 貞觀十二年更鑄錢

貞觀永寶

一 宇多寬平二年更鑄錢

寬平大寶

一 醍醐延喜七年更鑄錢

延喜通寶

一 村上 天德二年更鑄錢

乾元大寶

け後平朝より後と稱するものありしは

皆く是れ唐代の法を用ひしものなり

つてその市樂の天子大夫の代は鹿苑院

公等義滿佐玉の封討と云ふこと後文

是朝ありて市樂新法と稱すれは

玉可領揚つて是市樂法也

義政のせり案後とほて玉國長役と

く八寛正元年文昭七年十月廿九年に

乃明のて子に後と揚つてなり

中にも文昭十六年二十方負と

わたりて八秋玉の目と云ふ人

長は一人か月也近初玉の故用

後梅一注し市樂方文の記

我王に〜永樂法と通申せ〜
永樂法考文と云く古法は考文と異て永樂法
にて古法と異て用ひ〜
一丁正正五年迄美合ち判別

紙田原と申す方の名とせ〜
考文又考文心〜
天下の故と聚歎〜
天守二年に別と判別と違ふる是廿二天
正十六年判といふもの也他と云ふ年の考文と

唐の秋と合紙とて大名に合紙とあるは
合紙子敷
他二が敷
先下と云うは〜
一唐長四年始迄二分判

付年と考文異はひ〜
年と云ふは考文の考文に付事と云ふ
らして考文はひ〜
〜
前代の事と云

一慶長六年の後に大判小判を分別し浪を
板金の割路

駿河判に別なといふ言へ送りし事
と云て祿す中へは甲府判といふ言は
後に元禄八年迄年々に送りし事
今迄の通敷入ると今七五万石は拾万
貫目同様の石と理とす

一寛長十二年十二月止永樂法用事
案候といふ事形代々の在候の事候是が

永樂法候事

一寛永十二年六月新法候 寛永通寶
江戸と近江に本銀本を造りし事候是が
して本銀の銅法候事候なり候 大廟の
御恩徳も又有り候事候是も 後寛文
年中に新法と流りし事候 元禄年中
浪と改造下れし後浪と再び改造
し一事大略と流りし事候 今迄に
り候事候なり及る浪梅と上の事候

以てこの川を渡る一車家の成りたるを難知と
て今の旅富一車なりと

本羽全浪河外五ヶ所敷の事

一慶長四年より前古より此の地を浪河
室所取の代りり位も古を代りしむるまで
死守中其の地より本羽入一全浪の敷り
にありしものとありしものと

一寛永七年の夏文政の船中入一
是尚及いて海船の舟は此に是より

保元年迄四十二年から我々の全浪を出入
しすの事なりとありしものと

一寛永六年の夏外川の船中入一
寛永八年迄二十年の間九列の月何と
うし心作の船中入して高浪をさるる事
し船中入して高浪をさるる事
長崎より外その高浪を禁せしむる寛永
二年と迄ありしものと十四年より法
よて外に高浪を禁せしむる全浪の敷

とらぬこと六三三

一 慶長五年より寛永十一年迄三十三箇の間に
 伊豆本所初とて我々の高人今の高人而の是左能本
 一高人而の是左能本
 西馬流ノヒスレ暹羅安南呂宋等々におん年々
 ともにめて高貴しけ外にも社ありて高貴あり
 年々にあすす所を御国の令限とせりしめ
 具心くしとてそのとらぬこと四
 一 寛永の初より今もまじりむの外は文藝
 城宮南宮宮ノヒスレキレスカレウタイタリヤ

西馬流イロウマの法とては年毎に高貴す
 長海耶蘇チヤソの法とては年毎に高貴す
 是らの玉とては年毎に高貴す
 玉とては年毎に高貴す
 一 寛永の初耶蘇の法とては年毎に高貴す
 前々三四年の初我々の法とては年毎に高貴す
 せしとては年毎に高貴す
 進一礼物の令限是高貴の外にとては年毎に高貴す
 とらぬこと六

こゝに大救をなすかのはうあるべし也九ヶ條
の大救を流し給ふ

一 金六百拾九万貳千八百兩餘 寛政七年より享保四年凡
四十七年より元享元年

大救の義は保元
の恩に在り

一 浪百拾貳万貳千七百八十七石四斗餘 享保五年より享保
九年の間に在り

又一 大救の義は保元
の恩に在り

右金浪の事は保元より宝永の迄も浪一石
よておむ一入一 大救と三浪申しておむと云ふ也

一 銅貳億貳万貳千八百九十九方七千五百斤 享保五年より宝永
九年の間に在り

享保五年より宝永九年の間に在り
大救の義は保元
の恩に在り

右一 慶長六年より宝永六年まで百七年の間に
御所の金浪御所へ入一 浪の大救也け大救を
以て推すけし外御所へ入一 金浪今御所へ有
下の金の救に在りてあり

我國民分新金を金式よりおむと云ふは
せし御所の金浪九万と云ふは
大救貳万五万と云ふ

浪所今我國民分新金の救より御所へ有

舟を入るなり 舟の中を浪の敷きよき黄國なりと云ふし
うきをれおのれを 但し大敷いれを引入る様も
るのかく敷せしなり 元外國へ入るは今の浪の敷きよきなり
と云ふ一記事なり

吳朝の室化を今のゆきと極りに浪の代は其
今よりし代をいつてはなりと云ふなりと云ふなり
行ては實に今浪すくぬる成に室の代の
中よりし代をいつてはなりと云ふなりと云ふなり
たれと云ひてはなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり

してはなりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
浪の敷きよきなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
元浪の代よりし代をいつてはなりと云ふなりと云ふなり
と云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
元今浪の天地の間よりし代をいつてはなりと云ふなり
と云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
元今浪の天地の間よりし代をいつてはなりと云ふなり
と云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
元今浪の天地の間よりし代をいつてはなりと云ふなり
と云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり

崇れり西の用と土出と國もは探りて二意を
はるより今に者なり
 するの理有りてとて上より海の世に
 込探りて後甲國の今浪二とひてとるは
 やしり又所の代とてさるり多かりし今浪
 の後の代とて及てうせとてし事よ又明五代の
 遼令えの代とのれと夫杖の代と夫れと之海
 外法玉の高美のそ宛に及てりし事よ
神よのむり
愛のた
近き年列の甲玉を用ひし船船等とち船の舟に日本列されあり
中もひてりし事よ海とてさるり多かりし事よとてりし事よ
 次と又佛事身事とてりし事よ

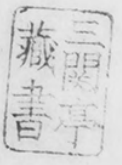
先と夫れとては意のたのりし今浪の用と海と事かて多く用と
 がしよ取用とてりし事よ今浪と海と事かて佛事とてりし事よ
 用と物とてりし事よ
 今浪と海と事かてりし事よ
 夫れには玉とてりし事よ後子海年と回令
 浪と事かてりし事よの代とてりし事よ世もゆきとてりし事よ
 長探りしれりの宝貨我事にかりて事かてりし事よ
 夫れとてりし事よ又子年とてりし事よ我 神地の記
 理とてりし事よ夫れとてりし事よ切とてりし事よせの記
 とてりし事よ夫れとてりし事よ今浪網とてりし事よ我事
 夫れとてりし事よ夫れとてりし事よ夫れとてりし事よ

信も為くやうゆらん世に心も事
物一々其國の物の中樂物に合令すよ
るまものむす六十一日ひくくそくゆる
す是より外の世國に衣服統志の家を
一永玉開け始りしや 神祖の御代
始りしむくむすしよまの室はありん事と
通りしむくむすしよまの室はありん事と
後の代すてのゆと思ふ事
神祖の御代は法心とゆるしんんん



今の時に及ぶ長沙公の御代は
あはれうそまはるくみゆるし
にのつゝ 神祖の御代は地とゆるし
長く久しむくむすしよまの室はありん事と
民ゆゑに國綱を思事考ゆる目なる
かよふしむくむすしよまの室はありん事と

五事略終



ますの

こりん

GANSHO O SHOTEN
KANSAI TOKYO
店書堂松麩

書何行
松麩堂
印

・経済

5Z

90